

第 1 号様式 (第 1 条関係)

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

京都府知事 様

住 所

届出者 氏 名

〔 法人にあっては、名称及び代表者の氏名
並びに主たる事務所の所在地 〕

連絡先 _____

蜜蜂の飼育を行いますので、養蜂振興法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 蜜蜂飼育状況 (令和 年 1 月 1 日現在)

飼 育 場 所 の 住 所	蜜 蜂 の 種 類	飼 育 蜂 群 数
	<input type="checkbox"/> 西 洋 蜜 蜂 <input type="checkbox"/> 日 本 蜜 蜂	

2 令和 年 蜜 蜂 飼 育 計 画 (飼 育 開 始 日 ~ 12 月 31 日)

飼 育 場 所 の 住 所	最 大 飼 育 予 定 蜂 群 数	飼 育 の 期 間	地 図 の 添 付
緯 度 : 経 度 :		月 日 から 月 日 まで	
緯 度 : 経 度 :		月 日 から 月 日 まで	
緯 度 : 経 度 :		月 日 から 月 日 まで	
緯 度 : 経 度 :		月 日 から 月 日 まで	

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- ① 個人情報の利用目的：京都府は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他の養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- ② 個人情報の安全管理措置：京都府は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規定等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- ③ 個人情報の第三者への提供：京都府は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
 - ・ 法令に基づく場合
 - ・ 京都府の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止及びその他養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）並びに関係機関等の協力が必要な場合

【裏面に続く】

- 備考 1 連絡先については、確実に連絡を取ることができる電話番号を記載してください。
- 2 記の1及び2の表の「飼育場所の住所」の欄には、蜜蜂を飼育する場所の所在地を地番まで正確に記載の上、緯度及び経度の記載又は地図の添付により飼育場所が明確となるようにしてください。
- 3 記の2の飼育計画については、1月1日から12月31日までの1年間について記載してください。
ただし、新たに蜜蜂の飼育を開始する場合にあっては、飼育を開始する日から12月31日までについて記載してください。

【留意事項】

- ・養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるため、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。
- ・本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、蜂群配置に係る調整等のために特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求めることがあります。

別紙様式第1号

<参考事項>

(1) 飼育している蜜蜂の種類と飼育目的

蜜蜂の種類	<input type="checkbox"/> 西洋蜜蜂 ・ <input type="checkbox"/> 日本蜜蜂
飼育の目的	<input type="checkbox"/> 採蜜 <input type="checkbox"/> 蜜蜂の販売・貸出 <input type="checkbox"/> 花粉交配用 <input type="checkbox"/> 愛玩・趣味 <input type="checkbox"/> その他 ()

(2) 飼育場所における主な蜜源植物 (例) 桜、梅、栗、アカシア、しい

()

(3) 前年平均飼育蜂群数 群

(4) 前年の蜂蜜等の生産量

蜂蜜	k g
蜜ろう	k g
ローヤルゼリー	k g

(5) 前年の蜂蜜及び蜂産品(蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等)の販売

販売あり ・ 販売なし

(6) 前年の主な蜜源

主な蜜源植物	面積	場所	備考

(7) 府外転飼予定

転飼先	蜂群数	転飼の期間	備考
		年 月 日から	
		年 月 日まで	
		年 月 日から	
		年 月 日まで	